

第1章

ドーハ開発アジェンダ の動向

1. ドーハ開発アジェンダにおける交渉枠組みの検討

(1) 交渉の立ち上げから第9回定期閣僚会議までの動向

2001年11月にカタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、ルールのほか、1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた）、知的所有権（TRIPS）、貿易と環境や貿易と開発といった当時の時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容とされた。2002年の実質的交渉開始当初より存在した先進国と開発途上国の対立は、定期閣僚会議をはじめ様々な機会を捉えた政治的コミットメントや交渉前進に向けた様々な取り組みにもかかわらず解消が困難であり、2008年にドーハ開発アジェンダを巡る交渉は事実上膠着した。（2001年の交渉の立ち上げから第9回閣僚会議までの経緯の詳細については、経済産業省ホームページ

(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/1_doha/Doha_Round.html) または2017年版不

公正貿易報告書825頁を参照。)

以下では、2017年12月に行われた第11回定期閣僚会議(MC11)につながる2015年の第10回定期閣僚会議(MC10)以降の議論について詳述する。

(2) 第10回定期閣僚会議

2015年12月15日よりケニア・ナイロビでMC10が開催された。全体会合では、林経済産業大臣が政府代表演説を行い、多角的貿易体制の強化の重要性を指摘するとともに、具体的な取り組みとして、①ドーハ開発アジェンダは、これまでのやり方では成果が出来ない中で、新しいアプローチを考えていくことが必要、②最終局面にきているITA拡大交渉の妥結を目指し最大努力すること、③電子商取引など新しい時代に即したルール作りに真剣に取り組むことが必要、④過剰設備問題の顕在化などを背景に、保護主義的な動きの連鎖を抑制して行くことが必要、である旨主張した。

日本が議長国を務めていたITA拡大交渉は、関係国の調整がつかないまま閣僚会議を迎え、MC10期間中の妥結が危ぶまれたが、MC10で成果を出すべきとの認識のもと各国の努力により、最終妥結し、12月16日に参加メンバーによる閣僚記者会見を行った。ITA拡大交渉の妥結は、18年ぶりの、先進国と途上国が参加する大型関税交渉の妥結であり、WTOの交渉機能が保たれている証左となった。

また、ドーハ・ラウンド交渉については、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発をめぐる先進国と途上国の立場の隔たりが大きく交渉が決裂しかけたが、アフリカ初のWTO閣僚会合を失敗させることはできないというケニア政府、アゼベド事務局長の強い決意の下、夜を徹した交渉を行った結果、各国が歩み寄りを見せ、農業や開発分野での合意を含む閣僚宣言を採択した。MC10後の交渉プロセスについては、ドーハ・ラウンド交渉のマンドートの再確認を求めるインド、中国等の途上国と、「新たなアプローチ」を主張する米、EU、日本等の先進国が対立した。最終的には、閣僚宣言に双方の主張を両論併記する形で決着し、また、新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

（3）第10回定期閣僚会議後の議論

MC10以降の議論では、2016年のG7首脳宣言、G20、APECの各首脳会合、貿易担当大臣会合の宣言文に見られるように、新たな課題への取り組みの重要性が引き続き取り上げられることとなった。新たな課題としては、中小企業、投資及びグローバル・バリューチェーン（GVC）等があったが、各国の関心が特に強いものが、電子商取引であった。2016年7月のWTO電子商取引特別会合では、多くの国から電子商取引に関する論点や必要と考えるルールについて提案が出され、我が国からも、具体的ルール形成において積極的に参画すべく、TPPの電子商取引章の主要規律（データのフリーフロー原則、サーバ等の現地化やソースコードの開示要求禁止）をベースにした提案を行った。他方、交渉の進展を警戒する新興国・途上国からは、開発に焦点をあてた主張が展開され、議論は停滞した。

こうした中2017年1月にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、第11回定期閣僚会議（MC11於ブエノスアイレス）に向けて、実現可能な分野について、具体的で的を絞った議論を始めるべきとの意見が多数を占め、例として、具体的には、電子商取引、漁業補助金、農業の国内補助金、中小企業、投資の円滑化等といった課題が挙げられた。日本は電子商取引に関して、2017年7月、12月の第11回WTO閣僚会議後、1年という期限を切って、既存のWTOルールの明確化または強化が必要かど

うかを包括的に評価すること、および評価結果に応じ、遅滞なく交渉開始の是非を決定することを提案した。

しかしながら12月の閣僚会議に向けた調整が本格化しても、各論点における議論の収斂はなかなか見られなかった。ドーハ開発アジェンダに関しては、農業の国内支持と公的備蓄、漁業補助金等での合意を目指し議論が続けられたが、具体的な決定に向けた議論は進展しなかった。電子商取引、中小企業等の新たな課題の分野では、依然として途上国の一部を中心として議論を進めることに強い警戒感がみられた。議論を収斂させられないまま閣僚会議を迎えることとなった第10回閣僚会議の反省を踏まえ、合意を得べくジュネーブでの調整が継続されたが、主要分野では大きな前進がないまま第11回閣僚会議を迎えることとなった。

（4）第11回定期閣僚会議

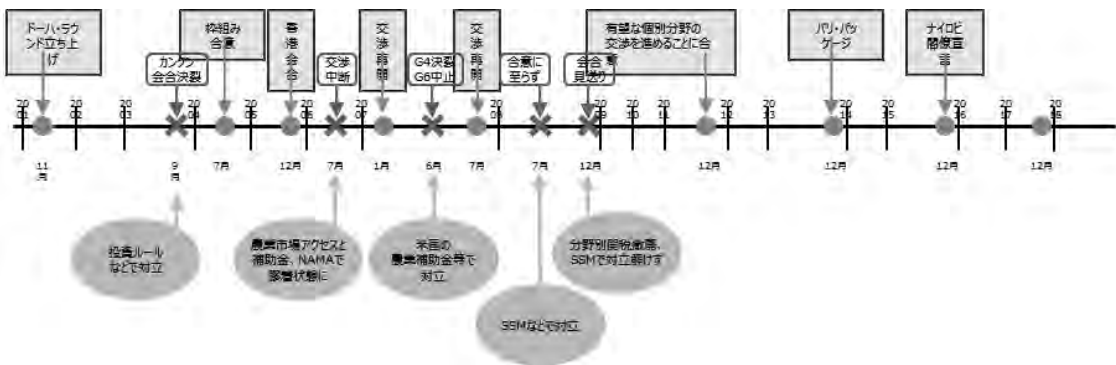
主要分野、閣僚宣言いずれについても折り合いがつけられないまま第11回閣僚会議は2017年12月、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された。全体会合では世耕経済産業大臣が政府代表演説を行い、(1)世界で自由貿易、多角的貿易体制の経済社会への貢献が問われている中、自由貿易を推進し、WTOを中核とする多角的貿易体制への信託を高めるべき、(2)WTOが直面する3つの大きな課題として、包摂的成長の実現、デジタル革命への対応、市場歪曲的措置への対応が必要、(3)デジタル革命への対応として、WTOにおいても新たな場を立ち上げ、電子商取引に関してルール形成が必要か否かにつき議論を加速することが必要と主張した。

成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画、TRIPSの非違反申立てにかかるモラトリアムの延長を決定した。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった

今日的課題について、今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に、電子商取引については我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に、WTO における電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、米国や EU をはじめ先進国から途上国まで全 70 カ国・地域が参加する共同声明の発出に至った。今回の共同声明においては、①電子商取引の貿易関連側面に関する将来的な WTO 交渉に向けて試験的な作業を始めること②初回会合は 2018 年の第一四半期に開催することを盛り込み、今後の議論の具体的な方向性を示すことがで

きたといえる。このように、全加盟国での合意形成の難しさが改めて明らかになる一方、電子商取引など分野毎に有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示され、第 11 回 WTO 閣僚会議は閉幕した。

なお、本閣僚会議のマーゲンで、日本の呼びかけにより、世耕経済産業大臣、マルムストローム欧州委員（貿易担当）及びライトハイザー米国通商代表により日米 EU 三極貿易大臣会合が開催された。グローバルな競争条件平準化の確保のため、第三国による市場歪曲の措置の排除に向けた、三極間協力の拡大に合意する共同声明を発出。



2. 各交渉分野における議論の進捗状況

非農産品市場アクセス (NAMA)

2017年版不公正貿易報告書 839 頁参照。

農 業

2017年版不公正貿易報告書 845 頁参照。

2017年は、EU・ブラジル等の提案を発端に様々な提案が提出され国内支持及び公的備蓄を中心に活発な議論が行われたものの、2017年12月の第11回閣僚会議では、開発途上国と先進国の溝が埋まらず、農業については、今後の進め方を含め何ら合意されなかった。

我が国としては今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉に取り組み、食料輸入国としての我が国の主張が適切に反映されるよう最大限の努力を行っていく。

貿易円滑化

2017年版不公正貿易報告書 847 頁、2019年度不公正貿易報告書 515 頁参照。

開発を巡る問題

各論点に関する過去の経緯については、2017年版不公正貿易報告書 848 頁参照。

2019年1月、米国が途上国の地位に関する分析ペーパーをWTO事務局に提出した。同ペーパーでは、様々な経済指標や貿易データ、各国の宇宙開発や防衛費、国連や世銀等他の国際機関における「途上国」

の分類例等をあげ、1995年のWTO設立以来使われ続けている自己認定による途上国の地位は、現状を全く反映しておらず、WTO交渉が行き詰まる要因となっていると批判している。さらに、2019年2月のWTO一般理事会において、具体的な途上国卒業要件（OECDメンバー及びOECD加盟交渉を開始したメンバー、G20メンバー、世銀の「高所得」国に該当するメンバー、世界貿易量0.5%以上を占めるメンバー）を定めた一般理決定案を提出した。これに反発し、中国もインド、南アフリカ、ベネズエラと共に共同ペーパーを提出し、一般理事会で長時間議論されたが、議論は平行線となった。今後も議論は継続するとみられる。